

相模湖地区防災計画

令和5年3月策定

相模湖地区防災計画検討協議会

1	相模湖地区防災計画のねらい	1
2	相模湖地区における災害	3
	相模湖地区ではどんな災害の危険があるの？	
	地震	
	風水害	
	その他の災害	
	大雪、火山災害	
3	日頃からの災害への備え ～災害による被害を軽減するためには～	7
	(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み	
	家族防災会議を開催しましょう！	
	家具の転倒防止対策を実施しましょう！	
	非常持ち出し品を準備しましょう！	
	トイレ対策をしましょう！	
	(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み	
	災害危険の把握	
	防災訓練の実施	
	防災資機材の点検・管理	
	避難行動要支援者への支援	
	孤立対策推進地区における取組	
	各種団体との連携	
	継続的に相模湖地区の防災力を向上させる取組み	
	地区防災計画の見直し	
4	災害時にどう動くか！	11
	災害時の行動手順を確認しましょう(フロー図)	
	地震編	
	風水害編	
	集会所等の開設方法	
	その他の災害編	

- 1 基本方針
- 2 相模湖地区連合自主防災隊の編成と役割
 - (1) 組織編成
 - (2) 役割
- 3 避難所運営に関すること
 - (1) 避難所運営協議会
 - (2) 避難所運営における様々な視点
 - 多様な視点に基づいた対策
 - 車中泊避難者への対応
 - ペットを連れた避難
 - トイレ対策
 - 感染症対策
- 4 その他の防災に関する取り組み
 - 相模湖地区社会福祉協議会
 - 相模湖地区の防災に関する協定
 - 災害ボランティアセンター（相模原市社会福祉協議会）
 - 自主防災組織と地区内各機関との協力体制の構築
 - 相模原市において締結している協定

6 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置
- 2 本部の活動
- 3 情報の収集・伝達
- 4 本部の縮小・廃止

資料編

- ・ 一時避難場所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 広域避難場所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 避難所及び救護所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 風水害時避難場所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 防災備蓄倉庫一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ・ 集会所等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・ 避難所倉庫資機材一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ・ 携帯各社の災害用伝言板・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- ・ NTT 災害用伝言ダイヤル「171」・・・・・・・・・・・・・・ 38
- ・ ひばり放送を確認するには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

1 相模湖地区防災計画のねらい

災害は、人々の生命や財産を一瞬にして奪い去っていきます。

災害による犠牲者を出さないためには、災害に備えて日頃からやっておくべきことや地域で発生する災害などを知っておくことが重要です。

この計画では、

「相模湖地区から災害による犠牲者を出さない」

ために、私たち相模湖地区の住民がとるべき対策を検討し、
まとめました。

まずは、あなたの家の防災診断をしてみましょう！

次のページへ

わが家の防災診断(地震編)

~まずは、わが家の状況をチェックしよう~

診断その1

自宅は耐震化されていますか？

いいえ

地震の揺れで家が倒壊する危険性があります。
【対策】可能な限り、自宅の耐震化を図るなどの対策が必要です。

はい



診断その2

家具が倒れないように固定をしていますか？

いいえ

地震の揺れで家具が転倒し、下敷きになる危険性があります。
【対策】家具の転倒防止器具などで大きな家具を固定する必要があります。

はい



診断その3

避難する場所を把握していますか？

いいえ

自主防災組織等ごとに一時避難場所や避難所が決められています。
【対策】避難場所を確認しましょう。
(資料編 P 25 ~ 28)

はい



診断その4

災害が発生したときの家族との連絡方法を決めていますか？

【災害時に電話はつながりません！】

いいえ

災害時に家族との連絡が取れないと非常に不安になります。
【対策】NTTの「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話各社の「災害用伝言板」の使い方を家族と確認しましょう。
(資料編 P 32 ~ 38)

はい



診断その5

水や食料を備蓄していますか？

いいえ

大規模な地震が発生すると救援物資が届くまでに3日程度を要すると言われています。
【対策】最低3日以上分の食料を各自が用意しておく必要があります。

はい



あなたの診断結果は「良好」！災害時には地域の人を助ける側になります。
ご自身の取組みを相模湖地区の皆さんにも伝えましょう！
また、自主防災組織などの活動に積極的に参加しましょう！

2 相模湖地区における災害

相模湖地区ではどんな災害の危険があるの？

～ 地震 ～



- ・地震はいつどこで起きるか分かりません。
- ・緑区を震源とする地震が発生したとき、相模湖地区で想定される被害は次のとおりです。
「相模原市防災アセスメント調査報告書（平成26年5月）相模原市西部直下地震」から

相模湖地区では、**最大震度6強**の揺れが想定されています。

犠牲者が**11名**となることが想定されています。

全壊する家が**170棟**となることが想定されています。

【小学校区別の被害予測結果の詳細（相模原市西部直下地震）】

小学校区	建物総数	建物の被害		人口 (夜間)	死者	重傷者	軽傷者	避難者 (1週間後)
		全壊	半壊					
桂北	1,431	57	248	3,559	4	4	38	283
千木良	1,006	33	161	2,651	2	2	23	194
内郷	2,005	80	308	5,062	5	6	44	424
合計	4,442	170	717	11,272	11	12	105	901

【震度の目安】

震度	揺れと被害
震度4	怖いと感じる。眠っている人は目を覚ます。 吊り下げ物が大きく揺れる。座りの悪い置物が倒れる。
震度5弱	物につかまりたいと感じる。 棚から物が落ちることがある。
震度5強	棚から物が落ちる。 固定していない家具が倒れることがある。
震度6弱	立っているのが難しい。 窓ガラスや壁のタイルが破損、落下する。
震度6強	はわないと移動できない。 固定していない家具のほとんどが倒れる。
震度7	耐震性の低い建物が倒壊する。(木造の方が倒壊しやすい。)

～風水害～



- ・日頃は、美しい景色である山々も、ひとたび大雨が降ると土砂災害の危険性が潜んでいます。
- ・台風などが接近しているときは、情報入手、早めの避難行動を行うことが必要となります。

相模湖地区では、**ほとんどの地域が土砂災害のおそれがある区域**となっています。「土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定」から

ハザードマップ



大雨が降ると、**道路が通行止め**になります。

大雨が降ると、**道志川の氾濫等**^{はんらん}に警戒の必要があります。

がけ崩れにより道路が寸断されると**集落が孤立**するおそれがあります。

台風などは事前の予測が可能なため、正しい情報を入手し、早めの避難を行うことで被害を防ぐことができます。

【土砂災害の種類と前兆現象】

土砂災害の種類	内容	前兆現象
がけ崩れ	急な斜面が突然崩れる。	斜面から水がわき出る。 地下水から湧水が濁る。 小石がパラパラ落ちる。 斜面にひび割れができる。 異様なにおいがする。
土石流	沢などに溜まった大量の土砂と水が一気に流れ出す。強い力とスピードで進行方向にあるものをのみ込み、破壊する。	川の水が濁る。 流木が流れてくる。 川の水位が急激に下がる。 山鳴りがする。
地すべり	広範囲の斜面が滑り出す。一度に広範囲で起こるので大きな被害になる。	井戸や沢の水が濁る。 地面にひび割れや陥没ができる。 がけや斜面から水がわき出る。 地鳴りや山鳴りがする。

前兆現象に気が付いた方は、すみやかに避難し、消防署や相模湖まちづくりセンター又は連合自主防災組織に連絡します。

令和元年東日本台風に関するデータ 「令和元年東日本台風災害記録誌」から
避難場所別の最大避難者数

桂北小学校	39人
相模湖交流センター	114人
千木良小学校	77人
内郷小学校	78人
相模湖公民館	45人
合計	353人

住家・非住家の町丁字別被害状況

町丁字	全壊		大規模半壊・半壊				準半壊・一部半壊	
	住家	非住家	住家		非住家	住家		非住家
			大規模半壊	半壊		準半壊	一部半壊	
小原	2	2						
寸沢嵐		24	1	4	6	1	3	
千木良	1	1		4	1	2	3	
若柳	1	3					2	1
与瀬	1	2		1			4	1
合計	5	32	1	9	7	3	12	2

土砂災害に関する用語

用語	意味
土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべりの総称です。
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生するおそれがあり、発生した場合に住民の生命または、身体に危害が生じるおそれがある区域です。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域です。
土砂災害ハザードマップ	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を地図上に表示したもので、日ごろから土砂災害のおそれのある場所や避難場所などを確認し、災害時の避難行動に役立てていただくことを目的として、警戒区域等の指定が済んでいる地域において作成します。

~その他の災害~

【大雪】



- ・平成 26 年 2 月の大雪では、津久井消防署で 64 センチの積雪を観測しました。
津久井地域の中山間部の一部では、積雪が 100 センチを超えました。
JR 中央本線相模湖駅において 135 名の帰宅困難者が発生し、相模湖総合事務所が一時滞在施設として開設されました。

積雪により道路が通行できなくなると**集落が孤立**するおそれがあります。

生活道路などを除雪する必要があります。

急な斜面では、**なだれが発生**する危険性があります。

【火山災害】

富士山が噴火した際の溶岩流の流れ方の想定で相模原市に最も影響があるものとして、最短で 227 時間（約 9 日後）に市域に到達し、最大で相模湖周辺（桂橋）まで到達する想定となっています。

3 日頃からの災害への備え～災害による被害を軽減するためには～

災害の規模が大きいほど、「公助」（行政など公的機関の支援）が行き届かなくなります。このような状況の中では、「自助」（自らの身を守る）・「共助」（地域が助け合う）が重要です。「自分たちのまちは自分たちで守る」ために、自主防災組織の活動に積極的に参加して、地域ぐるみで災害に備えましょう。

種別	意味
自助	自らの身は自らで守ること。 救助される側でなく、救助する側になることができます。
共助	自分たちのまちは自分たちで守ること。 隣近所や自治会、自主防災組織で、救助活動などを行います。
公助	消防、警察、自衛隊や市役所などの公的な対応のこと。

(1) 自分の命は自分で守る自助の取り組み

家族防災会議を開催しましょう！

家族防災会議では、災害に備えて、家族で日頃から次の事項を話し合います。

災害発生時にしなければならないこと（火の始末など）	
家族との連絡の方法や集合場所	
避難場所や避難経路の確認	
（ハザードマップやさがみはら防災マップの活用）	
備蓄品と非常持出し品の用意（粉ミルクや常備薬など）	
地域での協力（隣人の安否確認など）	
マイ・タイムラインの作成	
大雨や台風に向けて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、風水害時に避難する必要があるか確認する。また、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。	

防災に関する各種マップ



マイ・タイムライン



防災ガイドブック



風水害時避難場所 P15 資料編 P27

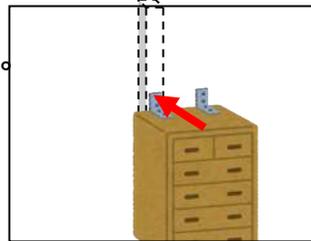
家具の転倒防止対策を実施しましょう！

各個人で行うこと

家具の転倒防止器具を購入し、大きい家具を固定する。
窓ガラスの飛散防止を行う。

【家具の転倒防止のポイント】

- ・必ず強固な柱などに固定しましょう。
- ・石膏ボードなどへの固定では地震の揺れで倒れることがあります。



地域で行うこと

高齢者等、個人で家具の固定などができない方を支援する。

非常持ち出し品を準備しましょう！

各個人で行うこと

非常持ち出し品を準備します。 防災ガイドブック



地域で行うこと

防災訓練時などに各自の非常持ち出し品を確認し合う。



トイレ対策をしましょう！

各家庭において、携帯トイレの備蓄をする。

公共下水道や浄化槽の被災時には、自宅・事業所のトイレは使用できなくなる場合があるため、トイレが使用可能な避難所及び公共施設情報と合わせて市ホームページやひばり放送で情報を把握する。

(2)自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取り組み

災害危険の把握

地域の皆さんで、定期的に災害危険箇所の現場確認をする。
地図上に危険箇所を落とし、災害危険箇所を把握する。
日頃から災害危険の情報を伝えて行くことも必要。

防災訓練の実施

相模湖地区連合自主防災隊や単位自主防災組織等による防災訓練を実施し、参加する。
土砂災害に備えた訓練や夜間の訓練の実施を検討する。
避難所運営協議会と連携した訓練を行う。
消火栓の場所の確認や使い方の訓練を行う。
(自主防災隊や消防団を中心に)

防災資機材の点検・管理

防災訓練の前に、防災資機材の点検を行う。
防災資機材の使用方法を点検の際に確認する。
防災資機材のリストを作成する。

避難行動要支援者への支援

自治会において*避難行動要支援者の把握に努め、支援の在り方を検討する。
順次市が作成していく*個別避難計画の活用も視野に入れながら、安全確保に十分留意し可能な範囲で支援を行う。

- * 避難行動要支援者・・・災害時要援護者のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方
- * 個別避難計画・・・避難行動要支援者について誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したものの

孤立対策推進地区における取組

- * 孤立対策推進地区においては、総合防災訓練等の機会に各地区配備の衛星携帯電話を使用した通信訓練を実施する。
各家庭や集会所等において食料、救助資機材等の備蓄を推進する。
携帯電話や固定電話が使用できない時には衛星携帯電話を活用し、相模湖まちづくりセンターと連絡を行う。
- * 孤立対策推進地区・・・地震あるいは土砂災害等により道路や通信網が被災して孤立する恐れがある地区(底沢、新戸、道南、南沢・南畑、赤馬中通り、赤馬東部、横橋、鼠坂、奥畑)

各種団体との連携

消防団、小・中学校、事業所、避難所運営協議会、社会福祉協議会等と連携し、防災訓練、災害時の応急活動等の際に連携を図る。

元消防団員、消防・警察・自衛官等のOBの方と協力体制をつくる。

継続的に相模湖地区の防災力を向上させる取組み

防災対策については、過去の経験等を忘れることなく、地域住民が継続して意識しておくことが必要であるため、あらゆる機会を捉えて防災知識の啓発を行うなど地域の防災力を向上させる仕組みを検討する。

例) 新自治会長(防災組織の隊長)への研修、実際に災害が発生した場所を忘れないような仕組み(看板の設置等)、児童・生徒への防災知識の伝承等

地区防災計画の見直し

災害時や訓練時に課題が生じた場合などは、その解決策を検討し、訓練などを通じて繰り返し改善していくことで、地域の防災力を向上させることができます。

相模湖地区では、相模湖地区防災計画検討協議会において、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 災害時にどう動くか！

～地震編～

地震発生

- ・ 棚から物が落ちてきます。
- ・ 停電することがあります。
- ・ 家がゆがみドアや窓が開かなくなることがあります。

まずは、身の安全を守ります。

- ・ 落下物から身を守る。
- ・ 出口を確保する。
- ・ 火の始末をする。

一時避難場所へ避難して、災害の推移を見守ります。

- ・ 安全の確認ができた場合は、「*黄色い小旗」を道路から見えやすい所に掲げる。
- ・ 近隣に声を掛け合って避難する。



隣近所で安否の確認をします。

- ・ 近隣の方の状況を確認する。
- ・ 災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板で自分の安否を登録する。
資料編 P32～P38
- ・ 外出している人は災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板で家族の安否を確認する。

助けが必要な人を支援します。

- ・ 火災が発生していれば、初期消火をする。
- ・ 建物に閉じ込められた人を救出する。
- ・ けがをした人を手当する。
- ・ 救出・救護が困難なときは、119番通報します。

(自宅が被害にあったときは、) 避難所に向かいます。

- ・ 自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。
避難所の運営は、避難所運営マニュアルを参考に避難者全員で実施します。

*黄色い小旗掲示

大地震などの災害が発生したときに、「我が家は大丈夫。他の人を助けてほしい。」という目印に、外から見やすい玄関等に黄色い小旗を掲げ、住居者の安否確認を短時間に行う取組み。相模湖地区の自治会では「黄色い小旗」を活用して、安否の確認や支援が必要な人を速やかに把握します。

避難施設等の用語

名称	内 容	避難の流れ
いっとき 一時避難場所	地震発生後、災害の推移を見守るため、地域住民が一時的に避難する場所です。 (空地、公園、学校等を各自主防災組織等が指定) 資料編 P 25 ~ 26	
広域避難場所	地震に伴う火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる広い場所です。 〔内郷小学校・内郷グラウンド、北相中学校〕 資料編 P 27	
避難所	災害により家屋が倒壊・焼失したときなどに避難生活をする場所です。 〔桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校〕 資料編 P 27	
福祉避難所	避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる施設です。 (発災3日後を目途に、運営体制が整った施設から順次開設します。)	

【救護を要するとき】

名称	内 容	
救護所	医師、看護師などが待機して応急手当など簡易な措置をする場所です。 〔桂北小学校〕 資料編 P 27	

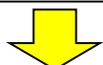
～風水害編～

天気予報などで台風の接近や大雨が降る予報が出ている。



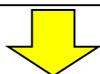
こまめに気象情報を確認します。

- ・事前に避難する場所（親戚・知人宅、集会所等）を確認する。
土砂災害警戒区域内の建物には避難しない。
- ・テレビ、ラジオ、防災メール（携帯電話）、ホームページ（気象庁）を確認する。 資料編 P39～41



注意報や警報などが発表されたら・・・。

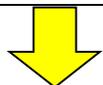
- ・大雨・洪水注意報・・・外の様子に注意
- ・大雨・洪水警報・・・避難の準備、集会所等の開設を検討
- ・土砂災害警戒情報・・・土砂災害警戒区域に住んでいる人は避難を開始
（隣近所で声を掛け合って避難する。）
- ・高齢者等避難・・・避難に時間がかかる方は、避難を開始する。
- ・避難指示・・・がけや川の近く等危険な場所から全員避難する。



風水害時避難場所や安全な親せき・知人宅へ非常持出し品を持って避難を開始する。

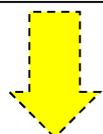
【避難が必要な人】

自宅が土砂災害警戒区域の中にある方
その他、自宅での待機が不安な方

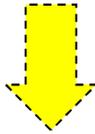


避難することがかえって危険なときは・・・。

今いる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。
（例）自宅のがけや川から離れた2階以上の部屋に移動する。



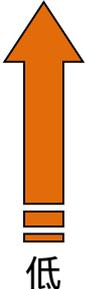
土砂災害が発生



（自宅が被害にあったときは、）避難所に向かいます。

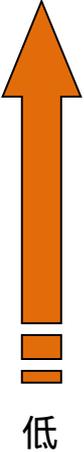
- ・自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。 避難所の運営は、避難所運営マニュアルを参考に避難者全員で実施します。

大雨に関する用語

気象情報	内容	災害の危険度
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想されるときに気象庁が発表する情報です。	
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに横浜地方気象台と神奈川県が共同で発表する情報です。	
大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがあるときに横浜地方気象台が発表する情報です。	
大雨注意報	大雨による災害が起こるおそれがあるときに横浜地方気象台が発表する情報です。	



避難に関する用語

発令の種類	避難の行動	緊急度
緊急安全確保	命の危険があることから、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動してください。風水害時に避難場所に避難することが困難な場合には、鉄筋コンクリート等の堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなど、生命を守るための行動をしてください。	
避難指示	非常に危険な状態なので、避難をしていない方は、大至急避難してください。	
高齢者等避難	発令対象地域の方で「避難に時間がかかる方」や「避難に際して介助が必要な方」は、家族や近所の方と協力して避難行動を開始してください。 それ以外の方は、家族との連絡や非常時持出し品の確認など避難行動の準備をしてください。	

避難施設の用語

名称	内 容	避難の流れ
風水害時 避難場所	<p>大雨による土砂災害などから一時的に逃れるために避難する場所です。</p> <p>(風水害時避難場所以外にも日頃から安全な親せき・知人宅を避難先として相談しておくことが重要です。)</p> <p>〔桂北小学校、相模湖公民館、県立相模湖交流センター、千木良小学校、内郷小学校、内郷中学校〕</p> <p>資料編 P 27 ~ P 28</p>	
避難所	<p>災害により家屋が倒壊したときなどに避難生活をする場所です。</p> <p>場合によっては、避難所が避難場所となります。</p> <p>〔桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校〕</p> <p>資料編 P 27</p>	

風水害時避難場所と避難所・・・台風などによる危険が差し迫っているとき、一時的に身を守るための施設を「風水害時避難場所」といい、崖くずれなどにより家屋が倒壊するなどした場合に生活するための施設を「避難所」といいます。



避難場所として、集会所・自治会館が活用できる場合もあります。活用については、施設の立地場所等から慎重に判断しましょう。

【開設する集会所等の条件】

施設が土砂災害警戒区域などの危険な区域の外にある。

施設が土砂災害警戒区域内外かの確認は 資料編 P 29

自治会により施設の使用が可能である。

地域の住民が避難できるスペースがある。

【集会所等を開設するとき】

市が避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示）を発令したとき
大雨警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき

～その他の災害編～

【大雪】

大勢が使用する幹線道路から外れた生活道路は、利用者が除雪する。
家の出口をこまめに除雪する。
屋根からの落雪やなだれに気を付ける。
地域で協力して消火栓周りの除雪をする。
除雪作業は1人で行わず、近所の皆さんと行うことを心がける。

避難場所 相模湖総合事務所、相模湖公民館
(相模湖駅での滞留者の発生等状況に応じて開設される)

【火山災害】

降灰中は外出を控える。(やむを得ないときはマスク着用)
車両運転時にはワイパーを使用しない。
帰宅時には灰をよく落とすうがいをする。
溶岩流に対しては市や気象庁が発表する情報を基に適切な行動をとる。

5 災害に強い地区づくり

1 基本方針

大地震等の災害に備え、地区内の防災組織活動を強化促進するとともに、地区内の単位自主防災組織との連絡協調及び育成を図り、地域の防災行動力の向上と発展を期することにより、地区市民の生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 相模湖地区連合自主防災隊の編成と役割

相模湖地区連合自主防災隊は、（以下、「地区連合自主防災隊」という。）自治会の自主防災隊（単位自主防災組織）をもって組織され、以下の基本的な編成と役割をもった組織として構成する。

（1）組織編成

地区連合自主防災隊		
与瀬・小原地区 単位自主防災組織 （12組織）	千木良地区 単位自主防災組織 （9組織）	内郷地区 単位自主防災組織 （10組織）

（2）役割

役職	役割等
隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策班（まちづくりセンター）との連絡調整 ・避難指示等の発令状況の伝達 ・避難所の開設状況の連絡
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊長の補佐 ・単位自主防災隊長との連絡
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊長の補佐 ・災害対策に関する地区連合自主防災隊長への助言 ・気象情報、防災情報の把握・連絡
<p>平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊長、副隊長及び防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練などを計画・実施する。また、避難所運営協議会が実施する訓練とも連携し、総合的な防災に関わる訓練等の計画・実施を行う。 ・市や単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。 <p>災害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊役員をもって、相模湖まちづくりセンター内に相模湖地区災害対策本部を設置し、市緑区本部相模湖まちづくりセンター現地対策班と各単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。 	

<p>・単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p>		
<p>各単位自主防災組織</p>	隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所等の開設 ・地区連合自主防災隊・副隊長との連絡
	副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自主防災隊長の補佐 ・地域の被害状況把握
	防災部長	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自主防災隊長の補佐 ・地域の被害状況把握 ・気象情報、防災情報の把握・連絡
	<p>各班の役割 次表</p>	

【単位自主防災隊各班の平常時・災害時の役割】

区分	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。

給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
要 援 護 者 支 援 班	要 援 護 者 の 把 握 、 支 援 方 法 の 確 立 に 努 め る 。	関係団体や地域住民と協力して、要 援 護 者 各 人 の 要 望 を 親 身 に な っ て 聞 き 、 要 援 護 者 活 動 に 取 り 組 む 。

3 避難所運営に関すること

(1) 避難所運営協議会

各小学校（避難所）ごとに地域住民、学校、市避難所担当職員で構成され、避難所の運営を主体的に行う組織で、相模湖地区においては、桂北小学校避難所運営協議会、千木良小学校避難所運営協議会、内郷小学校避難所運営協議会が組織されている。

毎年、避難所運営協議会（以下、「協議会」という。）の委員には交代が生じるため各協議会の年度最初の集まりは、各地区連合の自治会総会と合わせて実施するなど、早期の体制構築に努める。

それぞれの役割

平常時

<p>< 地域の方（自治会） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織として災害時に備え、組織づくりや備品整備、訓練などに取り組む。 ・ 地域の中でのつながりや防災の理解を深める。 ・ 会議や訓練を通じて学校や市職員と連携する。
<p>< 学校 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所や避難場所としての使用場所を把握しておく。 ・ 協議会へ参加し、施設利用に対する助言を行う。
<p>< 市避難所担当職員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の事務局役。会合や訓練の機会を通じて、運営体制づくりの助言や調整を進める。 ・ 市側の準備体制を把握し、協議会で情報共有する。

災害時

<p>< 地域の方（自治会） > 避難者を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の主体として運営全般を担う。
<p>< 学校 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所や避難場所として使用できる場所や物品を提供する。 ・ 提供する場所や物品の範囲について調整する。
<p>< 市避難所担当職員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参集して開錠し、開設体制を整える。 ・ 現地対策班や区本部と連携し、情報伝達や調整を行う

相模湖地区においては、風水害時避難場所の運営においても、避難者数等の状況により、協議会が避難場所の運営支援に参画する。

(2) 避難所運営における様々な視点

多様な視点に基づいた対策

避難所運営においては、障害のある方や慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点を持つようにする。

例：高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。男女の性差にとらわれない役割分担に配慮する。

車中泊避難者への対応

避難時、やむを得ず車中泊を行う避難者に対しては、*エコノミークラス症候群の危険性など健康配慮に関する呼びかけを行う。

食事や物資、様々な情報の提供方法などを検討し対応する。

*エコノミークラス症候群・・・食事や水分を十分にとらない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなる。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発するもの

ペットを連れた避難

飼い主は各避難所等へのペット同行避難に備え、避難用ケージを用意する。

各避難所で定められている「ペット専用区画」で飼育を行う。

避難所で受け入れる対象は、原則、犬・猫・その他小動物（小型の鳥類及びは虫類を含む）。人に危害を加える恐れのある*特定動物は、動物愛護法に定める基準を満たした施設以外での飼育が認められていないため、避難所では受け入れません。

*毒ヘビ、ニシキヘビ、ワニガメ、ニホンザル、タカ、ワニなど、人の生命・身体・財産に害を与える動物

トイレ対策

災害時に施設のトイレが使えなくなる場合に備え、各避難所での訓練時等に、組み立て式仮設トイレやマンホールトイレの設置方法・運用方法について確認を行う。

感染症対策

新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症のまん延を防止するため、避難所における避難所運営マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の知人宅や親せき宅等に避難する「分散避難」の普及啓発を行う。

避難所においても、検温や消毒など必要な措置を講じる。また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品を備蓄する。

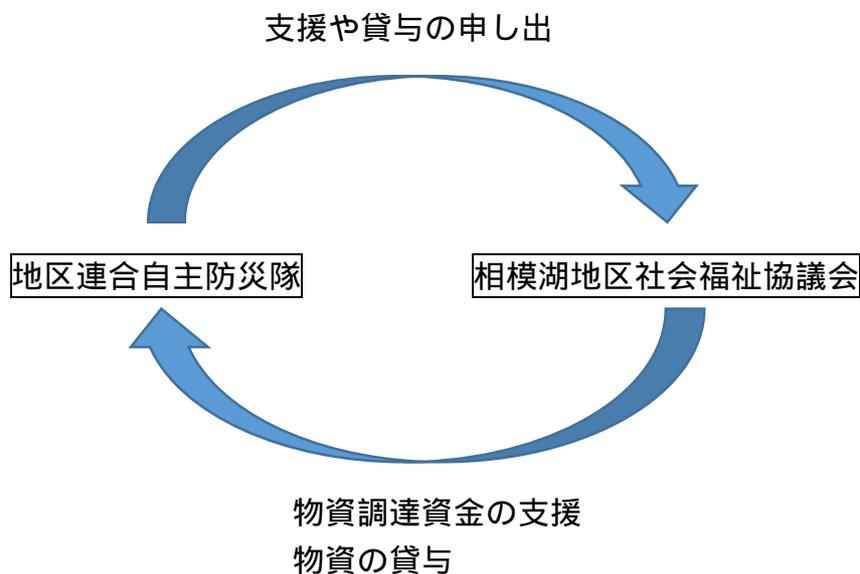
4 その他の防災に関する取り組み

相模湖地区社会福祉協議会

防災セミナー等の取り組みで地域住民へ災害に関する啓発を行う。

相模湖地区の防災に関する協定

地区連合自主防災隊と相模湖地区社会福祉協議会において、「相模湖地区の防災に関する協定」を締結しており、相模湖地区総合防災訓練時における備品の貸し出し、食料備蓄啓発のための支援、災害時には、大規模災害発生時に避難所運営に際し、生活に必要な衣食住に関する身の回り品の購入費を各避難所 10 万円を限度に支援する。



災害ボランティアセンター（相模原市社会福祉協議会）

災害時には、協定に基づいた市の要請により、相模原市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、生活支援ボランティア活動の拠点となる。

自主防災組織と地区内各機関との協力体制の構築

災害時の避難場所としての協力等、自主防災組織と福祉施設や事業者等の間において協力体制が構築されている。災害時に備え今後も地区内の施設や事業者との協力体制構築に努めていく。

例）奥畑自治会と津久井養護学校、柳馬場自治会と津久井やまゆり園等

相模湖地区に関係する主な市と事業者との協定

災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定（相模原市防災設備協同組合、神奈川つくい農業協同組合、コンビニ事業者等）

毛布や非常食等の生活必需物資の供給

災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定（富士急行株式会社）

災害時のさがみ湖リゾートプレジャーフォレスト内の施設の使用

災害時における停電復旧の連携等に関する協定（東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社）

災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定（(公社)神奈川県LPガス協会津久井支部）

液化石油ガス、ガスコンロ等の調達

災害時における燃料供給の協力に関する協定（神奈川県石油商業組合相模原支部）

車両や非常用発電設備等の燃料調達

応急給水に関する協定、覚書（神奈川県企業庁、水道事業者）

災害の応急給水に関すること

その他の協定 相模原市地域防災計画資料編に掲載



6 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

次の場合には、相模湖まちづくりセンターと協議のうえ、「相模湖地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。本部構成員は地区連合自主防災隊役員とする。 参集の連絡は緊急連絡網で行う。

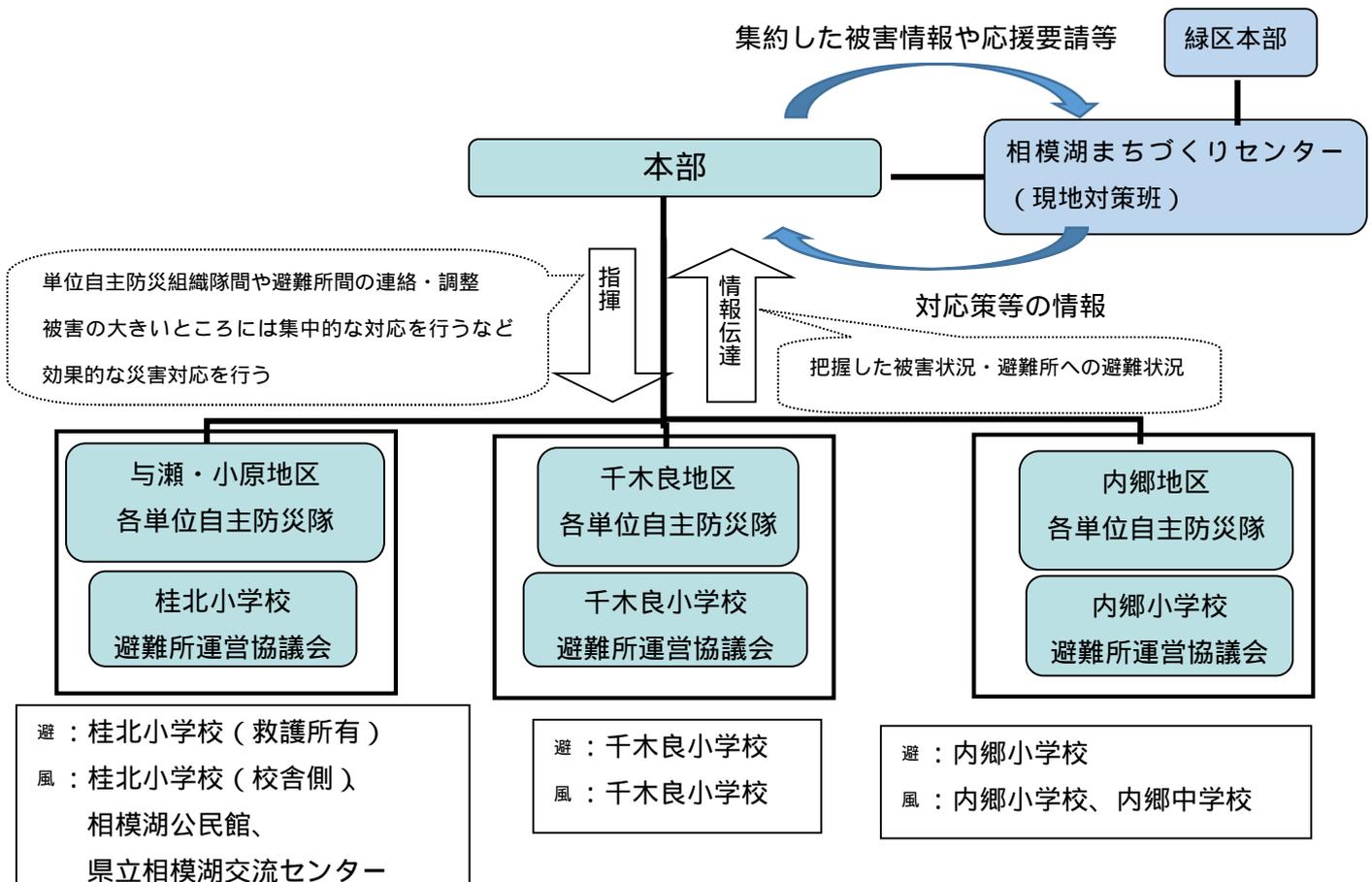
- (1) 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- (3) 大雨特別警報、暴風特別警報の発令等風水害等により、地区に甚大な被害が想定される場合
- (4) その他災害発生のおそれがある場合または実際に発生し、地区連合自主防災隊長が必要と認める場合

また、本部が設置されない規模で風水害時避難場所が開設された場合等、情報共有を要する場合は相模湖まちづくりセンター等から地区連合自主防災隊役員、避難所運営協議会長への連絡で情報共有を図る。

2 本部の活動

本部は、地区内の被害情報等の収集及び単位自主防災隊の指揮役を担うとともに、地区の被害状況の共有など、相模湖まちづくりセンターと連絡・調整を行う。

必要に応じて、単位自主防災隊間相互の支援について調整する。



避難所 風水害時避難場所

3 情報の収集・伝達

地区の被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

情報の収集・伝達の方法

テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、ファックス、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

4 本部の縮小・撤収

地区内の状況に応じて本部体制の縮小を行う。災害発生のおそれなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、相模湖まちづくりセンターと調整のうえ、本部を撤収する。

避難所・避難場所の開設基準

（相模原市地域防災計画、相模原市災害対策本部要綱から抜粋）

避難所（地震）

- （1）震度5強以上の地震を観測した場合は、全ての避難所で開設準備を行う。
- （2）震度5弱以下の地震を観測した場合は、本部長の指示により開設準備を行う。

風水害時避難場所

- （1）市域に次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。

大雨警報 暴風警報 洪水警報

- （2）局地的な被害が発生し防御が必要なとき。
- （3）氾濫警戒情報が発表されたとき。
- （4）その他危機管理監が必要と認めたとき。

資料編

いつとき 一時避難場所一覧表

(令和4年4月1日現在)

地区	単位自主防災隊名等	一時避難場所	所在地
与瀬・小原	下町西部本町自治会	出会い坂	緑区与瀬本町4 2
	月夜野自治会	与瀬グラウンド	緑区与瀬8 8 4
	下町自治会	桂北小学校	緑区与瀬8 7 7
		下町自治会防災倉庫	緑区与瀬1 0 0 3
	中町自治会	相模湖公民館	緑区与瀬1 1 3 4 - 3
	与瀬上町自治会	上町第一広場	緑区与瀬6 8 4
		坂本月極駐車場	緑区与瀬8 2 5 - 1
		有料駐車場	緑区与瀬1 3 4 5 - 1
		佐藤工務店敷地	緑区与瀬1 4 0 4 - 1
	横橋自治会	橋沢一時避難場所	緑区与瀬2 0 5 4 - 3 原入口三叉路付近
		横道一時避難場所	緑区与瀬2 2 7 8
	桂北地区自治会	桂北地区集会所	緑区与瀬2 1 2 1 - 1
		桂北地区生きがい広場	緑区与瀬2 1 2 4
		第三避難所	緑区与瀬2 1 1 7
	神明自治会	相模湖ふれあいパーク	緑区与瀬1 1 8 3 - 2
	下町西部自治会	与瀬グラウンド	緑区与瀬8 8 4
	下町東部自治会	旧丸一駐車場前	緑区与瀬1 0 6 8 - 1
		桂北小学校	緑区与瀬8 7 7
	小原自治会	小原集会所	緑区小原7 0 2 - 1
		小原ふれあい広場(平野)	緑区小原8 1 6 - 1
奥畑自治会	県立津久井養護学校 グラウンド	緑区若柳4 4	
	個人宅前	緑区若柳1 4 6	
	個人宅前	緑区若柳2 8 0 - 1	
千木良	底沢自治会	底沢集会所	緑区小原1 7 7 - 2
	赤馬東部自治会	個人宅前	緑区千木良1 1 8
	赤馬中通り自治会	赤馬老人憩いの家	緑区千木良3 6 3 - 2
	柳馬場自治会	赤馬クラブ	緑区千木良5 4 0 - イ
		津久井やまゆり園	緑区千木良4 7 6

	千木良中央自治会	千木良中央集会所	緑区千木良 8 1 7 - 2
	原自治会	梅林	緑区千木良 9 3 1 北側
	岡本自治会	千木良小学校校庭	緑区千木良 1 0 3 5
	西ノ台自治会	牛鞍神社	緑区千木良 1 2 4 0 - 1
	千木良西自治会	善勝寺駐車場	緑区千木良 1 2 9 6 - 1
内郷	若柳自治会	コミュニティー広場	緑区若柳 5 6 7
	阿津自治会	阿津自治会館	緑区若柳 1 1 2 4
		阿津こどもの広場	緑区若柳 1 2 5 8 - 1
	沼本自治会	個人駐車場	緑区寸沢嵐 6 0 5 - 3
		山王神社	緑区寸沢嵐 2 2 2
		沼本クラブ	緑区寸沢嵐 3 8 5 - 1
		神奈川県農業技術研究センター北相地区事務所駐車場	緑区寸沢嵐 6 0 5 - 3
		学校法人町田学園相模キャンパス学校前広場	緑区寸沢嵐 5 1 5 - 1
	寸沢嵐自治会	内郷小学校	緑区寸沢嵐 8 3 3
		寸沢嵐自治会館	緑区寸沢嵐 9 1 9 — 1
		寸沢嵐児童公園	緑区寸沢嵐 7 1 7
		個人宅広場	緑区寸沢嵐 9 8 3 — 1
	道志自治会	道志営農センター	緑区寸沢嵐 1 7 0 6 - 1
		道志地区ふれあいセンター	寸沢嵐 1 9 8 9
	新戸自治会	みちした	緑区寸沢嵐 新戸自治会区中心付近
	増原自治会	増原営農センター	緑区寸沢嵐 2 6 3 6
	関口自治会	関口クラブ	緑区寸沢嵐 3 0 4 4 - 1
	山口自治会	山口集会所	緑区寸沢嵐 3 2 1 4 - 5
	自治会法人 鼠坂自治会	鼠坂自治会館	緑区寸沢嵐 3 3 8 4 - 口

広域避難場所一覧表

(令和4年4月1日現在)

広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	収容可能 人数
内郷小学校・内郷グラウンド (緑区寸沢嵐 833 番地)	内郷地区	6,093
北相中学校 (緑区与瀬 1,019 番地 5)	与瀬・小原地区 千木良地区	6,510

避難所及び救護所一覧表

(令和4年4月1日現在)

避難所	所在地	救護所指定	収容可能人数
桂北小学校	緑区与瀬 877		710
千木良小学校	緑区千木良 1035		764
内郷小学校	緑区寸沢嵐 833		768

風水害時避難場所一覧表

(令和4年4月1日現在)

避難所	所在地
桂北小学校 (一部使用制限)	緑区与瀬 877
相模湖公民館	緑区与瀬 1134-3
県立相模湖交流センター	緑区与瀬 259-1

千木良小学校（一部使用制限）	緑区千木良 1035
内郷小学校	緑区寸沢嵐 833
内郷中学校	緑区寸沢嵐 2742-4

防災備蓄倉庫一覧表

（令和4年4月1日現在）

設置箇所名	所在地
桂北小学校（避難所倉庫）	緑区与瀬 877
千木良小学校（避難所倉庫）	緑区千木良 1035
内郷小学校（避難所倉庫）	緑区寸沢嵐 833
相模湖林間公園隣接地	緑区若柳 1432-2
小原ふれあい広場	緑区小原 824-1
相模湖総合事務所	緑区与瀬 896

飲料水兼用貯水槽一覧表

設置箇所名	所在地	有効貯水量	給水可能人数
相模湖林間公園	緑区若柳 1432-2	40トン	4,444人
北相中学校	緑区与瀬 1019-5	40トン	4,444人

給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水が行われる

集会所等一覧表

(令和4年4月1日現在)

地区	施設名称	自治会館所在地	建築年月	構造	階層	使用可否	理由	
与瀬・小原	横橋	横橋集会所	与瀬2292番地	S56.4	木造	平屋建	×	土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地・土石流)
	上町	与瀬上町集会所	与瀬695番地7	S60.1	木造	平屋建	○	
	桂北地区	桂北地区集会所	与瀬2121番地1	S57.4	木造	平屋建	×	土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地・土石流)
	小原	小原集会所	小原702番地1	H15.4	木造	平屋建	○	
	奥畑	奥畑集会所	若柳140番地	H3.11	木造	平屋建	×	土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地・土石流)
千木良	西、西の台、 原、岡本	千木良西部集会所	千木良1245番地11	S57.4	木造	平屋建	×	土砂災害警戒区域内のため (土石流)
	中央	千木良中央集会所	千木良817番地2	S60.4	木造	平屋建	○	
	赤馬東部、赤馬 中通り、柳馬場	赤馬老人憩いの家	千木良363番地2	S61.4	木造	平屋建	○	
	底沢	底沢集会所	小原177番地2	H4.4	木造	平屋建	×	土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地・土石流)
	赤馬東部、赤馬 中通り、柳馬場	赤馬クラブ	千木良540番地8	不詳	木造	平屋建	○	
内郷	若柳	若柳営農センター	若柳693番地3	H4.4	木造	平屋建	×	土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地)
	阿津	阿津集落センター	若柳1124番地1	S59.10	木造	平屋建	○	
	寸沢嵐	寸沢嵐地区集会所	寸沢嵐919番地1	S58.1	木造	平屋建	○	
	増原	増原営農センター	寸沢嵐2636番地	S58.4	木造	二階建	×	土砂災害警戒区域内のため (土石流)
	山口	山口集会所	寸沢嵐3214番地5	H1.4	木造	平屋建	×	土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地)
	新戸	新戸地区消防器具 詰所兼地域集会所	寸沢嵐2391番地1	H8	軽量 鉄骨造	二階建	○	
	沼本	沼本集会所	寸沢嵐385番地4	不詳	木造	平屋建	○	
	沼本	沼本自治会館	寸沢嵐221番地1	不詳	木造	平屋建	○	
	道北	道北集会所	寸沢嵐1743番地4	不詳	木造	平屋建	○	
	道北、道南	道志営農センター	寸沢嵐1706番地1	S57.3	木造	平屋建	○	
	道南	道志ふれあいセンター	寸沢嵐1994番地1	H1	木造	平屋建	○	
	関口	関口クラブ	寸沢嵐3044番地	S44頃	木造	平屋建	×	土砂災害警戒区域内のため (急傾斜地)
	鼠坂	鼠坂自治会館	寸沢嵐3384番地口	H20.12	木造	平屋建	○	

使用可否が×の施設については地震時・風水害時ともに使用不可

避難所倉庫資機材一覧

資機材名	
食糧等	ビスケット
	アルファ米
	おかゆ
	サバイバルフーズ
	水（乳児用）
生活等	食器セット
	かまど
	鍋
	やかん
	ひしゃく
	薪
	組み立て式仮設トイレ
	組み立て式仮設トイレ （障害者用・洋式）
	トイレットペーパー
	高齢者用おむつ
	小児用おむつ
	生理用品
	おしりふき
	尻とりパッド
	アルコール消毒液
	マスク
	カセットガスコンロ
	養生テープ
	バケツ
	ランタン
	毛布
	敷シート
	アルミシート
	USB付タップ
	ラジオ付ライト
	トラロープ

	台車
	紙コップ
	給水袋
	ビニールシート
	コンセントタップ
	ほうき
救助等 OR 生活等	携帯発電機
	投光器（電球）
	投光機三脚
	コードリール
	ガソリン缶詰
	布担架
	懐中電灯類
	トランジスタメガホン
	組み立て式リヤカー
	ワンタッチ間仕切り
	プライベートルーム
	電池
通信	非常用特設公衆電話
	公用スマートフォン
	カセットガス発電機
救助等	災害救助用工具セット
	チェンソー
	災害用リュック
その他	感染症対策物品
	避難所運営事務用品
	災害時要援護者用資機材
	救護所用備蓄資機材
	ペット用ケージ等

携帯各社の災害用伝言板

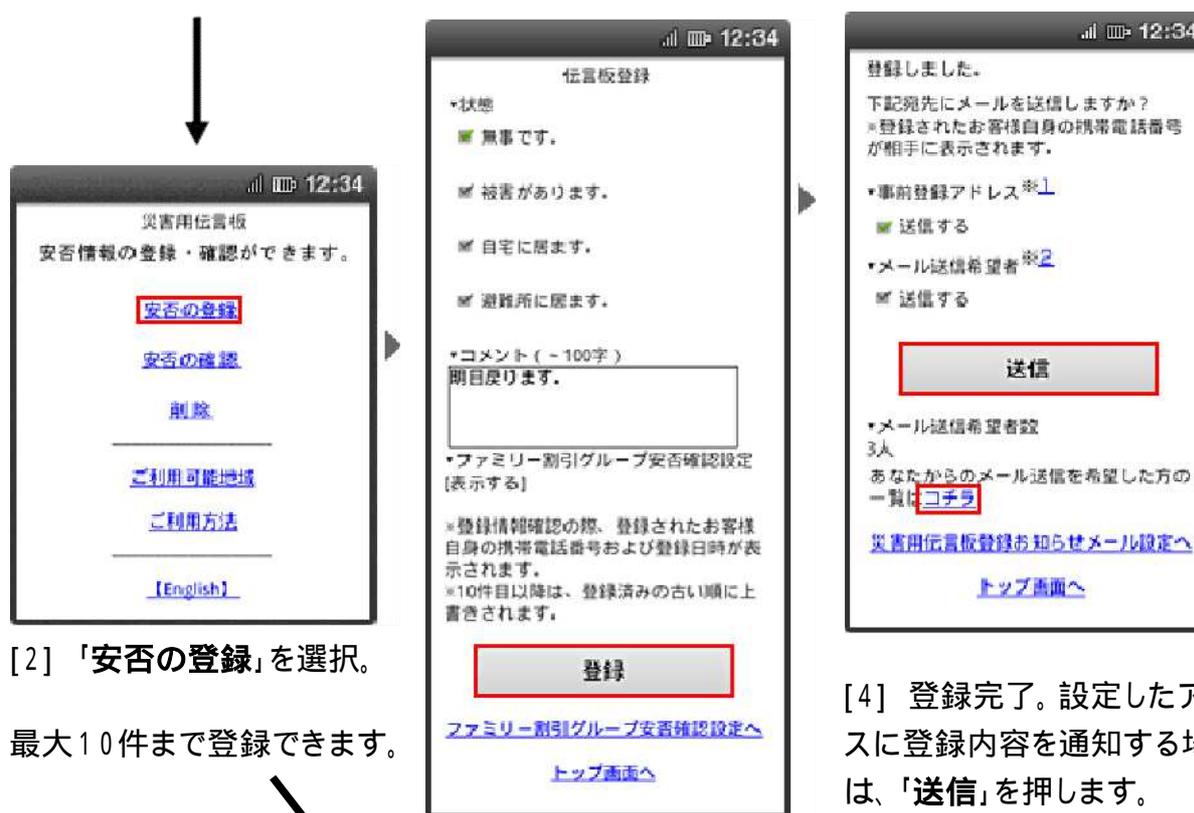
震度6弱以上の地震などの大災害が発生した場合、携帯電話各社はそれぞれの携帯専用コンテンツやインターネット上の「災害用伝言板」を開設します。利用者の安否確認や伝言板に登録し、それを家族や親戚等が伝言を確認することができるシステムです（他社の機種やパソコンからも確認が可）。

掲載している以外の携帯電話会社の場合は各社のホームページ等をご確認ください。

docomo 災害用伝言板 メッセージの登録方法

伝言の登録は、iモードまたはspモードをご契約されているお客様が対象になります。

[1] iメニューまたはdメニューのトップから「災害用安否確認」を選択します。（大規模な災害が発生したときに表示されます。）



メッセージは、一つの災害でのサービスを終了するまで保存されます。
他携帯電話事業者が提供する「災害用伝言サービス」へのアクセスには、パケット通信料がかかります。

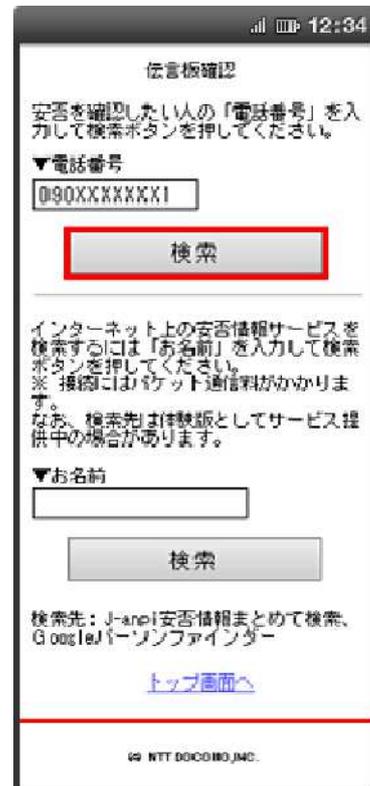
docomo 災害用伝言板 メッセージの確認方法

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

- [1] iメニューまたはdメニューのトップから「災害用安否確認」を選択します。(大規模な災害が発生したときに表示されます。)



- [2] 「安否の確認」を選択。



- [3] 確認したい人の電話番号を入れ「検索」を押してください。



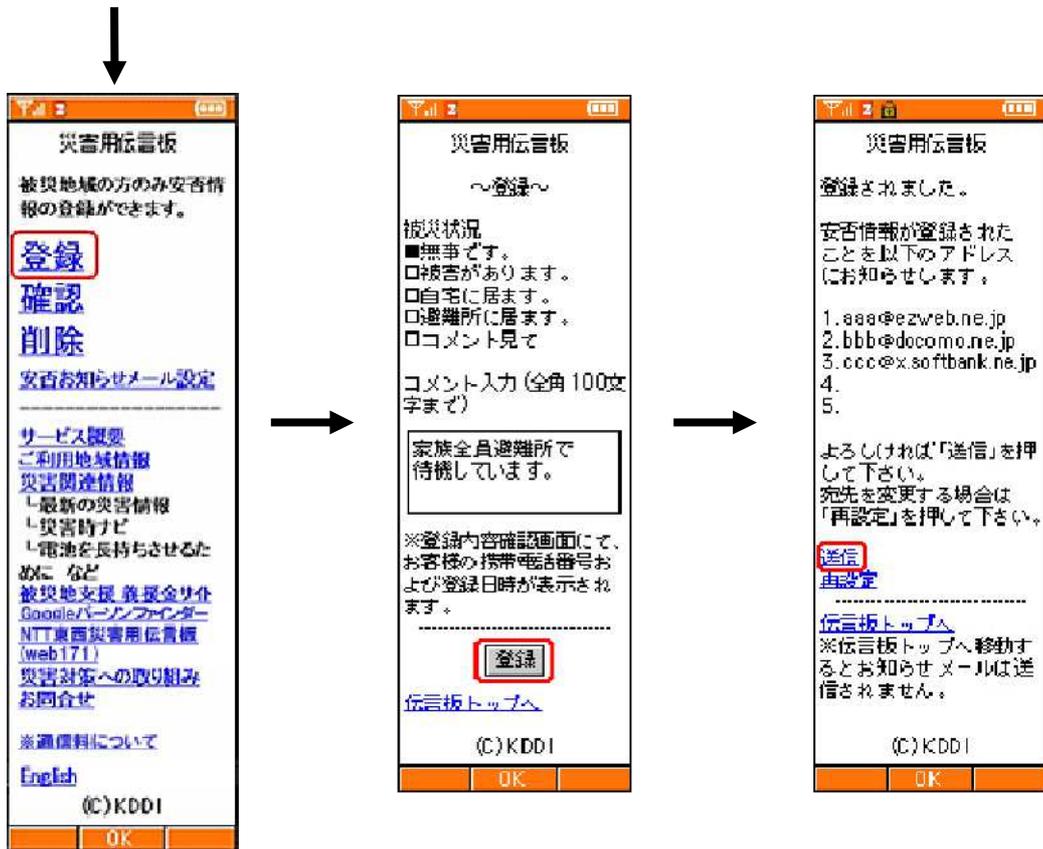
- [4] 確認したい安否情報を選択。



掲載されている画面はご利用の携帯電話の種類により異なる場合があります。

a u 災害用伝言板 メッセージの登録方法

[1] 「auポータルトップから「災害用伝言板」を選択します。」



[2] 「登録」を選択。



[3] 被災状況を選択し、任意で100文字以内のコメントを入力した後に、「登録」を押します。



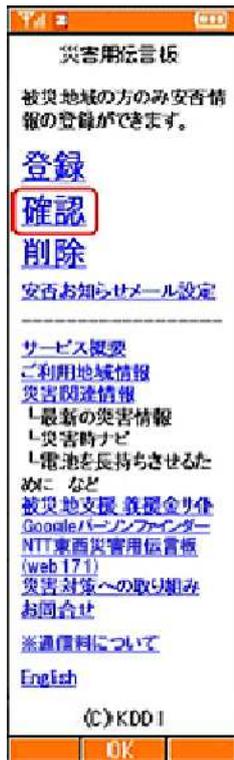
[4] 登録完了。設定したアドレスに安否情報登録を通知する場合は、「送信」を押します。

メッセージは登録からサービス終了まで保存されます(最大10件)スマートフォンからのご利用にはパケット通信料がかかります。

au 災害用伝言板 メッセージの確認方法

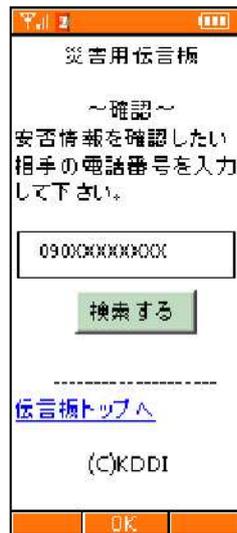
http://dengon.ezweb.ne.jp/

[1] 「auポータルトップから「災害用安否確認」を選択します。」

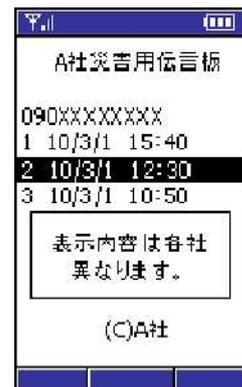


[2] 「確認」を選択。

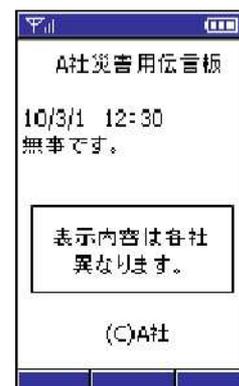
「au携帯電話以外の他社携帯電話、PHS各社及び、NTT東西の災害伝言板サービスにも、伝言が登録されているかを検索し、登録されている各社伝言板のリンクを表示します。」



[3] 確認したい人の電話番号を入れ「検索する」を押します。



[4] 確認したい安否情報を選択。



auケータイからのご利用にあたっては、パケット通信料がかかりません。ただし、スマートフォンからのご利用やau以外の伝言の確認にはパケット通信料がかかります。

ソフトバンク災害用伝言板 メッセージの登録方法

[1] Yahoo! ケータイのトップから「災害用伝言板」を選択します。

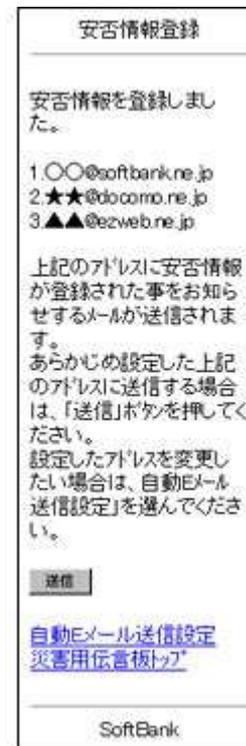


[2] 「登録」を選択。
最大80件まで登録できます。

携帯電話番号は自動的に登録されます。



[3] 被災状況を選択し、任意で100文字以内のコメントを入力したあとに、「登録」を押します。



[4] 登録完了。設定したアドレスに安否情報登録を通知する場合は、「送信」を押します。

災害における災害用伝言板終了時まで保存されます。

ソフトバンク災害用伝言板 メッセージの確認方法

<http://dengon.softbank.ne.jp/J>

[1] Yahoo!ケータイのトップから「災害用伝言板」を選択します。

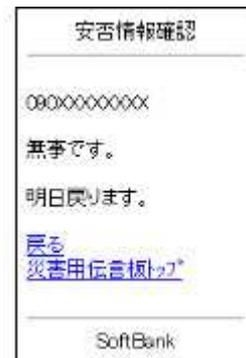


[2] 「確認」を選択。

[3] 確認したい人の電話番号を入れ「検索」を押します。

[4] 確認したい安否情報を選択。

確認したい電話番号がソフトバンク携帯電話の番号ではなかったとき、全社一括検索機能により、当該事業者に登録された安否情報を検索・表示します。



掲載されている画面はご利用の携帯電話の種類により異なる場合があります。
Yahoo!ケータイのトップからのご利用にあたってはパケット料金がかかりません。
他携帯電話事業者が提供する災害用伝言サービスへのアクセスには、パケット通信料がかかります。

NTT 災害用伝言ダイヤル「171」

ガイダンスに従って

伝言を録音する場合	伝言を再生する場合
171 にダイヤルする	171 にダイヤルする
録音の場合 1	再生の場合 2
被災地の方の電話番号 市外局番から	×××—×××—××××
30 秒以内で録音する	再生する

詳しくは、<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

災害時にNTTが開設する災害用伝言ダイヤル「171」では、テレビやラジオ等で公表、利用を呼びかけることになっています。通常は利用できません。

伝言の録音は、被災地の電話のみ可能です。

録音された伝言は災害用伝言ダイヤルの提供期間終了まで保存されます。

料金はかけた人が負担します。（災害救助法が適用された時点で、その地域の利用者は無料になります）

ひばり放送を確認するには・・・

屋外放送塔から流れている「ひばり放送」の内容を確認するには次の方法があります。

ひばり放送や防災情報を『テレビ神奈川（tvk）データ放送』に配信します！！

テレビのリモコンに「d ボタン」がある地デジ対応のテレビまたはチューナーであれば見ることができます。（データ放送は無料です）

データ放送の表示方法

テレビ神奈川（tvk）の画面からリモコンの **d ボタン** を押します。

データ放送を表示させ、緑のボタンを押して、**マイタウン情報** を選択します。

相模原市の専用ページを表示させ、**防災ひばり放送** を選択します。

防災ひばり放送のページを表示させ、確認したい件名を選択します。

（過去の内容を確認する場合は、リモコンの赤いボタンを押します。）

配信日当日中は、リモコンのd ボタンを押すと のページを表示します。

配信内容

主に「ひばり放送」の内容を配信するほかに、防災情報を配信します。

「ひばり放送」については、放送時間とほぼ同じ時間に配信されます。

d ボタンの場所はリモコンによって異なります。

「d」ボタン



[電話で直近 1 件分の放送を聴くことができます。](#)

ひばり放送テレホンサービス 050-1807-3388

スマートフォン等のご利用のプランに応じた通話料金が発生します。

[相模原市のホームページでも確認できます。](#)

トップページ画面の左側、下に表示されている[ひばり放送](#)をクリックすると過去の履歴を確認することができます。(携帯電話版のホームページからも確認することができます。)

[災害時には、FMラジオ局『エフエムさがみ83.9](#)

[メガヘルツ』を！！](#)

災害時には緊急放送に切り替わり、「ひばり放送」や市内のきめこまかい災害情報がラジオから入手できます。

なお、インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンなどからも『エフエムさがみ』の放送を聴くことができます。

一部受信できない地域があります。

さがみはらメールマガジン「防災」を登録すると、ひばり放送や防災情報が携帯電話やパソコンへ配信されます。

【登録方法】

受付アドレス (sagamihara@cousmail-entry.cous.jp) に空メールを送信します。

自動的に登録用のメールが返信されます。

返信されたメールの本文に書いてあるリンク先のページで希望するメールの種類などを設定すると登録完了です。

【情報の内容】

- 気象警報・注意報 (相模原市域に発表された場合に自動配信)
- 竜巻注意情報 (神奈川県に発表された場合に自動配信)
- 地震情報 (相模原市域で地震が発生した場合に自動配信)
- 河川水位情報 (水位が基準値を超えた場合に自動配信)
- 雨量情報 (雨量が基準値を超えた場合に自動配信)
- 重要なお知らせ (災害による通行止めや停電の情報等を配信)
- ひばり放送 (ひばり放送でお知らせした内容を配信)
- 天気予報 (相模原市域の天気予報を自動配信)
- 安全・安心情報 (地域の事件等を配信)

迷惑メール防止設定をされている場合は、市からの配信アドレス「sagamihara@info.cous.jp」を設定から解除してください。

携帯電話で、次のQRコードを読み取れば、空メールアドレス (sagamihara@cousmail-entry.cous.jp) を認識するのでご利用ください。

